

19.9.21

契約相手方等の皆様へ

支出負担行為担当官  
防衛省技術研究本部  
総務部長 住吉 修平

労務借上契約の名称変更に伴うお知らせ

標題について、契約書及び基本契約条項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせ致します。

なお、この改正した契約書及び基本契約条項は、平成19年10月31日から適用となります。

お問い合わせ先

防衛省技術研究本部総務部会計課会計監査官

電話03(3268)3111(代)内線26212

契約番号	第	号
------	---	---

年 度

技 術 支 援 契 約 書

本契約については、技術研究本部「入札及び契約心得」基本契約条項による。

契約金額 ￥ (うち消費税及び地方消費税額 ￥ )

件 名	
数量・単位	
役 務 期 間	年 月 日から 年 月 日までの 日間
役 務 場 所	
契 約 保 証 金	￥
代 金 支 払 回 数	回
特 約 条 項	
仕 様 書 等	別紙のとおり

本契約の締結を証するためこの書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

印

乙

印

## 基本契約条項

# 技術支援契約条項

### (総 則)

- 第1条 この契約に定める条件に従い、乙は甲の実施する技術試験等において、仕様書に定める職種の技術者（以下「技術者」という。）をもって、仕様書に定める場所及び期間、供試品及び試験装置の操作又は計測並びにその他の技術支援を実施し、甲は乙にその役務の代金を支払うものとする。
- 2 乙は、技術支援の実施に当たり、適時甲の実施責任者と綿密な調整を行い、甲の実施する技術試験等の技術支援を行うものとする。

### (契約金額)

- 第2条 契約金額には、技術支援に必要な旅費のほか技術支援に必要となる甲の認める一切の経費を含むものとする。

### (債権譲渡の禁止)

- 第3条 乙は、この契約の役務の全部又は一部を第三者に委任し又は請負わせ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

### (技術支援管理者届及技術支援技術者届)

- 第4条 乙は、契約締結後、遅滞なく本契約の履行につき甲との調整にあたり、技術者を管理し、直接指揮命令する者（以下「技術支援管理者」という。）を選任し、別紙様式第1の技術支援管理者届を甲に提出するものとする。
- 2 乙は契約締結後、遅滞なく別紙様式第2の技術支援技術者届（予定者を含む。）を甲に提出するものとする。

### (業務命令等の禁止)

- 第5条 甲は、乙の技術者に対し直接指示又は業務命令をしてはならない。  
ただし、現場協議を必要とする場合には、技術支援管理者に対して行うものとする。

### (労働者災害補償保険法及びその他法令上の責任)

- 第6条 乙は、役務に従事する技術者の労働者災害補償保険法等及びその他の諸法令上のすべての責任を負うものとする。

### (安全管理)

- 第7条 甲及び乙は両者協力のうえ安全管理に努め、技術者が作業中に重大な事

故を招くおそれがあると認めるときは、甲は直ちに作業の中止を指示し、又は乙は作業の中止を甲に申し出るものとし、甲はそれに応じ直ちに適切な措置を執り、又は乙が執ることを認めるものとする。

(役務に伴う材料及び治工具類等の使用)

第8条 甲は、この契約の履行上必要な材料、消耗品及び治工具類並びに機器等(以下「治工具類等」という。)を乙に無償で使用させることができる。

- 2 乙は、供試品及び前項の治工具類等を操作又は使用する場合は、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 3 乙は、故意又は前項の注意義務に反し、若しくは乙の責に帰すべき事由により、供試品及び治工具類等を滅失又は損傷した場合には、甲の指示に従い修補若しくはその損害を賠償しなければならない。

(契約の変更)

第9条 甲は、乙と協議のうえ仕様書を変更することができる。

- 2 前項により契約金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえこれを行うものとする。  
ただし、協議の整わない場合は甲の定めた額とする。
- 3 契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出しなければならない。

(契約の無償解除)

第10条 甲は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由に因り、乙が契約の解除を申し出て甲がこれを認めるときは、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(契約の有償解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を有償で解除することができる。

この場合、違約金又は賠償額については、第17条の規定するところによる。

- (1) 乙の責に帰する事由(乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。)により役務期限内に乙が契約の全部又は一部を履行する見込みがない場合
  - (2) 乙が第3条に違反した場合
  - (3) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達成する見込みがない場合
- 2 甲は、自己の都合によって解約年月日を明示した文書により、この契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合、乙は30日以内の日に文書をもって損害賠償の請求をすることができる。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

(技術支援困難情報の通知)

第12条 乙は、理由のいかんを問わず技術支援が困難となるおそれがあると認めるときは、直ちに情報を甲にこの旨を通知するものとする。

(給付の完了)

第13条 乙は、仕様書に定める期間中、日々実施した技術支援内容を取り纏め、別紙様式第3の技術支援実施報告書を甲の指定する検査官に提出し、その確認を受けるものとする。

2 乙は、仕様書に定める役務を全部終了したときは、前項の確認済みの技術支援実施報告書を添えて技術支援完了届を甲に提出するものとする。

3 前項の規定により乙が技術支援完了届を提出し、甲がこれを受理した日をもって政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条に規定する「給付を終了した旨の通知を受けた日」とする。

(代金の支払)

第14条 この契約に定める役務の代金は甲が前条第1項の技術支援完了届を受理した後、乙が適法な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受理した日より起算して30日（以下「約定期間」という。）以内の日に支払うものとする。

(相 殺)

第15条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第16条 甲が第14条に定める約定期間までにこの契約に定める役務の代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し年3.4%の率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(契約保証金の処置)

第17条 乙がその責に帰すべき事由により、この契約に違反（納入延期を除く。）したときは、第11条の解除の有無にかかわらず、乙が納付している契約保証金は返還されない。

甲が契約保証金の納付を免除しているときは、乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

2 前項のほか、この契約により乙が甲に対し損害を賠償すべき場合で、その賠償額が契約保証金額又は違約金額を超えるときは、乙は、その不足額を甲に賠償しなければならない。

(相手方に対する通知の効力発生の時期)

第18条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第19条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

2 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供してはならない。

(原価調査)

第20条 甲は、この契約に基づく役務の代金を確認する必要があるとき又は損害賠償金の算定にあたりその適正を期する必要があるとき、その他この契約の履行を確保するために特に必要があると認めるときは、事実上の資産及び負債の内容並びに損益計算を明らかにする帳簿書類を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は甲の行う前項の調査に協力するものとし甲の要求を拒んではならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

技術支援管理者届

平成 年 月 日

契約担当官等

会社名

殿

印

件名 \_\_\_\_\_ につき、契約条項第4条第1項に基づき、技術支援に係る技術支援管理者を下記とおり届出ます。

記

番号	所 属		氏 名	備 考
	部 課 名	部 門		

上記の者は、技術支援管理者であることを確認した。

平成 年 月 日

契約担当官等

印

- (注) 1 部門欄には、防衛省の経費率算定部門名を記入する。  
2 様式はA4版横とする。

## 技術支援技術者届

平成 年 月 日

契約担当官等

会社名

殿

印

件名 \_\_\_\_\_ につき、契約条項第 4 条第 2 項に基づき、技術支援に係る技術支援技術者を下記とおり届出ます。

記

番号	所 属		氏 名 (生年月日)	略 歴 (職務内容及び入社年月日)	備 考
	部 課 名	部 門			

上記の者は、技術支援技術者であることを確認した。

平成 年 月 日

契約担当官等

印

- (注) 1 部門欄には、防衛省の経費率算定部門名を記入する。  
 2 備考欄には、防衛省の試作品等で携わった契約件名、作業内容、作業期間その他当該技術支援に必要な技能を証するものを記入する。  
 3 様式は A 4 版横とする。

技術支援実施報告書

平成 年 月 日

検査官

会社名・技術支援管理者名

殿

印

件名 \_\_\_\_\_ につき、本日下記のとおり技術支援を実施したので、契約条項第 13 条第 1 項に基づき報告します。

## 記

番号	所 属		氏 名	実施時間	技 術 支 援 内 容	備 考
	部 課 名	部 門				

上記の技術支援の実施を確認した。

平成 年 月 日

検査官所属  
官 職  
氏 名

印

- (注) 1 部門欄には、防衛省の経費率算定部門名を記入する。  
 2 作業場所が 2 ヶ所以上に別れる場合は、備考欄に作業場所を記入する。  
 3 様式は A 4 版とし、日々別葉とする。

## 技術支援完了届

品 件 名		契 約 番 号	第 号
		契 約 年 月 日	年 月 日
数 量 ・ 単 位		役 務 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
契 約 金 額		役 務 場 所	

上記契約について完了しましたのでお届けします。

契約担当官等

年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

殿

印

## 検 査 調 書

検 査 年 月 日	年 月 日 から	検 査 実 施 場 所	
	年 月 日 まで	合 否 の 判 定	合 格    不 合 格

検査の結果給付の完了を確認したので報告する。

契約担当官等

年 月 日

検 査 官 所 属  
官 職  
氏 名

殿

印

(注) 技術支援実施報告書を添付する。